

令和5年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和5年12月8日(金)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 加納 孝之
 水道担当課長 岡田 朋子
 循環型社会推進課長 本間 博人
 水・大気環境担当課長 久保 貴司

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>一 水質汚染について</p> <p>(一) 2020年度の有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果について</p> <p>環境省が行なった、2020年度の有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果が2021年に公表されまして、道内河川においても自然環境には存在しないPFHxSが検出をされました。環境省によりますと、国内では過去10年でPFHxSが製造や輸入された実績はないということになっていきますけど、今回の調査で検出された結果について道は、どのように認識されているのか、まず伺います。</p> <p>(二) PFHxSについて</p> <p>検出原因はわからないんですけども、このPFHxSは極めて分解がしづらくて高い蓄積性があり、動物実験の段階ですけど、血液学的影響や甲状腺、肝臓、神経伝達系への影響が報告をされております。</p> <p>化学物質PFASによる汚染に対して、規制の流れが進んでおりまして、ふっ素樹脂の助剤や撥水、撥油剤、泡消火剤などの製造等で広く使用されてきたPFOS、PFOAに続いてその代替商品として使われてきたPFHxSが、来年2月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第一種特定化学物質に指定をされ、国内での製造や輸入などが規制をされることになりました。今回の調査で検出されたということは、国内に残存していた含有製品から環境中に排出されたものではないかと考えるところなんです。そこで、このPFHxSの主な用途というのはどんなものになっているのか伺います。</p> <p>(三) PFHxS 検出への対応について</p> <p>非常に幅広い用途なんですけど、この調査は、第一種特定化学物質の指定前に実施をされたものでありますが、環境省では今後、どのように対応をされるのか伺います。</p> | <p>(水・大気環境担当課長)</p> <p>国の調査についてでありますけど、本調査は、有機フッ素化合物の水環境中における全国的な存在状況を把握するため実施しており、令和2年に実施したPFHxSの調査では、各都道府県で1地点ずつ、計47地点を対象に行われたところです。</p> <p>調査結果によりますと、本道を含む36地点でPFHxSの存在が確認されておりますが、排出源特定のための周辺調査は実施されていないことから、道内の調査地点で検出された原因は不明でございます。</p> <p>(水・大気環境担当課長)</p> <p>PFHxSの用途についてでありますけど、環境省の資料によりますと、PFHxSにつきましても、PFOSやPFOAと同様の性質を持ち、その代替品として使用されており、主な用途としまして、泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品や室内装飾品、研磨剤や洗浄剤、コーティング、電子機器や半導体の製造等が挙げられているところでございます。</p> <p>(水・大気環境担当課長)</p> <p>国の対応についてでありますけど、PFHxSにつきましては、11月28日に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されまして、今後、使用や製造が禁止される場所です。PFHxSを含むPFASにつきましては、現在、国の専門家会議において、国内外の最新の科学的知見などの収集・評価を行い、総合的な対応策の検討が進められていると承知しております。PFHxSの調査結果につきましても、こうした検討に用いられるものと考えております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>(四) 道の検査状況について</p> <p>全国では大量の泡消火剤を使った下流です、PFASが検出されていることが問題になっておりますが、道は水質汚濁防止法に基づいて、河川等のPFOS、PFOAの汚染状況を把握していると聞いております。これまでの検出結果とともに、暫定指針値に照らした評価も伺います。</p> <p>高い蓄積性を持つものですから、たとえ少量であっても影響が将来に渡って出てくる危険性というのは過小評価しない方がいいというふうに考えるわけです。</p> <p>(五) 飲用井戸等の対応について</p> <p>飲用井戸等衛生対策でも、水環境の目標値を超えた場合、暴露防止、継続的な監視調査の実施、追加調査の実施が求められるわけですが、道はどのように対応するのか伺います。</p> <p>躊躇せずですね、調査が必要になった場合は調査していただきたいと申し上げておきます。</p> <p>(六) 岡山県における事案について</p> <p>実は岡山県の吉備中央町の浄水場から有害な「有機フッ素化合物」が検出されたと報道されて全国に衝撃を広げております。浄水場近くの野積みされた活性炭から国の暫定目標の約9万倍の濃度の「化合物」が検出されたと公表されました。道はこうした状況をどのように把握されているのでしょうか。</p> <p>こうした状況というのは早くキャッチして、そしてそれに対策を取ることが人体への健康被害を及ぼさない対策だという風に考える訳です。</p> | <p>(水・大気環境担当課長)</p> <p>道内での調査結果についてであります、PFOS及びPFOAにつきましては、令和2年に環境中の水質濃度に関する暫定指針値が設定されたことを踏まえまして道では令和3年度からこれら項目を河川水質の常時監視計画に位置づけ、測定を行っているところです。</p> <p>測定は、道のほか、国などの関係行政機関によるものも含め道内8地点で実施しており、令和3年度の測定結果は全地点で暫定指針値の50ng/Lを大きく下回っており、1地点で報告下限値である0.3ng/L未満であったほかは、最大でも4.6ng/Lでございました。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>目標値を超えた場合の対応についてでございますが、飲用による健康被害の防止に関しては、平成元年に策定いたしました「北海道飲用井戸等衛生対策要領」におきまして町村の区域内における汚染時の対策などを定めており、飲用井戸等の汚染が判明した場合は、設置者に対し、水道水への切り替えや汚染されていない水源への切り替えなどを指導することとしているとともに、当該要領の対象外である市の区域内におきましては飲用井戸等の汚染を把握した場合には、これまでと同様、市に対しまして情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、水環境中から目標値を超えてPFOS及びPFOAが検出された場合には、令和2年に環境省と厚生労働省が作成いたしました「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」におきまして、「その後の対応を検討するため、濃度の経年的な推移を把握することが望ましい」とされており、道といたしましては、こうした手引きも参考に、調査の実施を検討するなど対応してまいります。</p> <p>(循環型社会推進課長)</p> <p>岡山県における事案についてでございますが、岡山県吉備中央町の浄水場において、国が定めた暫定目標値を上回る濃度でPFOSとPFOAが検出され、岡山県が浄水場の取水源の近くに置かれておりました使用済の活性炭を調べたところ、国の暫定目標値の約9万倍の濃度が検出されたことにつきましては、各種報道により承知をしているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>(七) 排出事業者等への適切な指導について 道は、産業廃棄物排出事業者や処理事業者等への立入検査と適正処理に向けた指導はこれをどのように行っているのでしょうか。</p> <p>どれにどれだけ含まれているかわからない中で、やはり一番大きな使用をしている米軍基地などでその周辺で今、水質汚染が非常に問題になっているわけですが、北海道でもさっきの活性炭じゃないですけどもね、吸着したものが大量に廃棄をされて、不適切な処理をされていけば、水に溶け込んでしまう可能性があるということが明らかになっている訳ですから、しっかりとした対応をして頂きたいと思います。</p> <p>(八) 他県の動向について 東京都では、令和2年度よりPFOS及びPFOA、令和3年度からはPFHxSを追加して測定し、調査結果を公表していると聞いております。道内の水道事業者における測定状況というのはどうなっているのか伺います。</p> <p>特に水道に関しては、今後全般で調査されることが必要ですし、それにかかる財源は国に要求しておくことが必要だと考えております。</p> <p>(九) 今後の対応について 北海道は豊かな自然環境と食の魅力を発信して来ているわけですが、河川等だけでなく、飲用の水や廃棄物等についても調査をして、実態を把握したうえで対策を講じることが必要と考えるわけです。便利な物質であるだけに大変幅広い用途となっていることから、まずPFASについて、利用者への幅広い周知が必要と考えます。今後の対応について部長の見解を伺います。</p> <p>新たな課題で見えないところもたくさんあるわけですが、健康被害防止の観点からですね、ぜひ力を尽くしていただきたいと思います。</p> | <p>(循環型社会推進課長) 立入検査などについてでございますが、道では、産業廃棄物の適正な処理を図るため、平成7年に「産業廃棄物排出事業場等の立入検査指針」を策定いたしまして、対象とする事業場の分類に応じて立入頻度を定め、重点監視ポイントを絞り込んだ上で、効果的な立入検査を実施しているところでございます。</p> <p>また、立入検査で、違反等を確認した場合は、事業者に対し、必要な指導を行うとともに、生活環境の保全上の支障が生じる場合には、速やかに、改善命令などを行うなど適切に対応しております。</p> <p>(水道担当課長) 水道事業者における測定状況についてでございますが、PFOSとPFOAにつきましては、令和2年度から、水道管理上留意すべき項目として水質基準に準じた検査等の実施に努めるよう求められている「水質管理目標設定項目」に追加されたところでございます。これらについて、本年10月に国が全国の検査状況を調査したところ、道内では、37の水道事業者において検査が実施され、すべて水質管理目標値を下回っております。</p> <p>また、PFHxSにつきましては、令和3年度から、毒性評価が定まらない、あるいは、水道水中で検出実態が明らかでない「要検討項目」に位置づけられ、国が、必要な情報や知見の収集に努めているものと承知しておりますが、詳細は把握しておりません。</p> <p>(環境生活部長) 今後の対応についてでございますが、本年7月に国の専門家会議が取りまとめました「PFASに関する今後の対応の方向性」では、「科学的知見の集積状況に応じて、的確な情報を国民にわかりやすく伝えることが重要」との考え方が示されたところでございます。</p> <p>道では、現在、PFASに関する国の検討状況などにつきまして、ホームページで広く道民の皆様への情報提供を行っているところでありまして、引き続き、国の検討状況などを注視しながら必要な情報を発信し、道民の皆様の理解促進に努めてまいります。</p> |